

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 24 年 7 月 6 日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成24年4月16日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、対象となる業務が、保険に固有の方法を用いることなく、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約を締結の都度、賃貸人、賃借人と照会者の三者間で、賃借人が照会者に対して賃料等の保証を委託し、賃借人が支払うべき保証委託料の全部又は一部を賃貸人が第三者弁済するとともに、その求償権を放棄する旨を合意した保証委託契約が締結され、同契約に従った履行がなされるものである限り、照会者が多数の賃貸人に対してこのような役務を提供することは、その法律関係につき、契約内容及びその他の事実関係全体に照らして、照会者を保険者とする保険法第2条第6号に定める損害保険契約とみなされる特段の事情がないのであれば、照会者がこれらの行為を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

保険業法における「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険

金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、保険業法第3条第4項各号又は第5項各号に掲げるものの引受けを行う事業をいう。

民事法上、保証は保険とは異なる取引類型であると整理されており、保険業法における保険業も、基本的には保険取引を対象とするものであるから、対象となる取引が民事法上の保証に該当するのであれば、保険に固有の方法を用いることなく当該取引を行う事業を保険業法第3条第1項に定める免許を受けずに行ったとしても、原則として同条項に違反することにはならない。

照会者は、賃貸借契約に基づき賃借人が賃貸人に対して負担する、家賃・管理費・共益費・駐車場使用料等、賃貸借契約解除後における建物明け渡し義務の不履行により生じた賃料等相当損害金、賃貸借契約解除後に建物内に残存する動産の運搬、搬出、保管、処分に要した費用等に係る債務につき、賃借人の委託に基づき、賃貸人に対して保険に固有の方法を用いることなく民法上の保証を提供すること（以下「従来業務」という。）を業とする者であるところ、照会者が将来行おうとする業務（以下「本件業務」という。）は、従来業務に係る契約関係に加え、賃貸人が賃借人に代わって保証委託料の全部又は一部を負担し、これにより賃借人に対して保有することとなる求償権を放棄する旨の三者間合意をするものである。

本件業務は、従来業務において代理店契約を締結する不動産仲介会社のみをチャンネルとして、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約を締結の都度、賃貸人、賃借人と照会者の三者間で、賃借人が照会者に対して賃料等の保証を委託し、賃借人が支払うべき保証委託料の全部又は一部を賃貸人が第三者弁済するとともに、その求償権を放棄する旨を合意した保証委託契約が締結され、同契約に従った履行がなされるものであるとされている。照会者が多数の賃貸人との間でこのような取引関係に入る中で、多数の賃貸人と照会者の間の法律関係につき、契約内容及びその他の事実関係全体に照らし、照会者を保険者とする保険法第2条第6号に定める損害保険契約とみなされる特段の事情がないのであれば、本件業務において照会者が賃貸人に対して負担するのは、当事者間の合意どおり、賃借人が賃貸人に対して負担する債務を主債務とする保証債務であると考えられる。

したがって、本件業務がこのようなものである限りにおいて、従来業務と同様保険に固有の方法を用いることなく、照会者がこれらの行為を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではない。

以上